

福岡市障がい者等地域生活支援協議会 「精神障がい者地域移行支援部会」企画案

提案者：保健予防課

1 設置目的

国の基本指針の改定において、長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要であるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることが新たな指針の基本的事項に掲げられた。

また、この指針においては、平成 32 年度末までに各市町村及び障害保健福祉圏域毎に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが、障害福祉計画の成果目標として設定されたところである。

このため、本市の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を行うため、「精神障がい者地域移行支援部会」を設置するもの。

2 名称

本部会の名称は「精神障がい者地域移行支援部会」とする。

3 検討事項

- (1) 包括ケアシステムの構築に関する事項
- (2) 入院中の精神障がい者の地域移行に関する事項
・支援体制の検討・住まいの確保・ピアサポートの活用・地域移行関係職員への研修 等
- (3) 措置入院者の退院後の医療等の継続支援に関する事項
- (4) その他包括ケアシステム構築のために必要な事項

4 委員構成

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 基幹相談支援センター | 3 名 |
| (2) 福岡市精神保健福祉協議会 | 1 名 |
| (3) 福岡県精神科病院協会 | 3 名 |
| (4) 福岡県精神保健福祉士協会 | 1 名 |
| (5) 日本精神科看護協会 福岡県支部 | 1 名 |
| (6) 保健所 | 1～2 名 |
| (7) 当事者 | 1 名 |
| (8) その他必要に応じて臨時の部会委員 | など |

5 事務局

本部会の事務局は、保健予防課、精神保健福祉センター、障がい者在宅支援課内に置く。

6 スケジュール

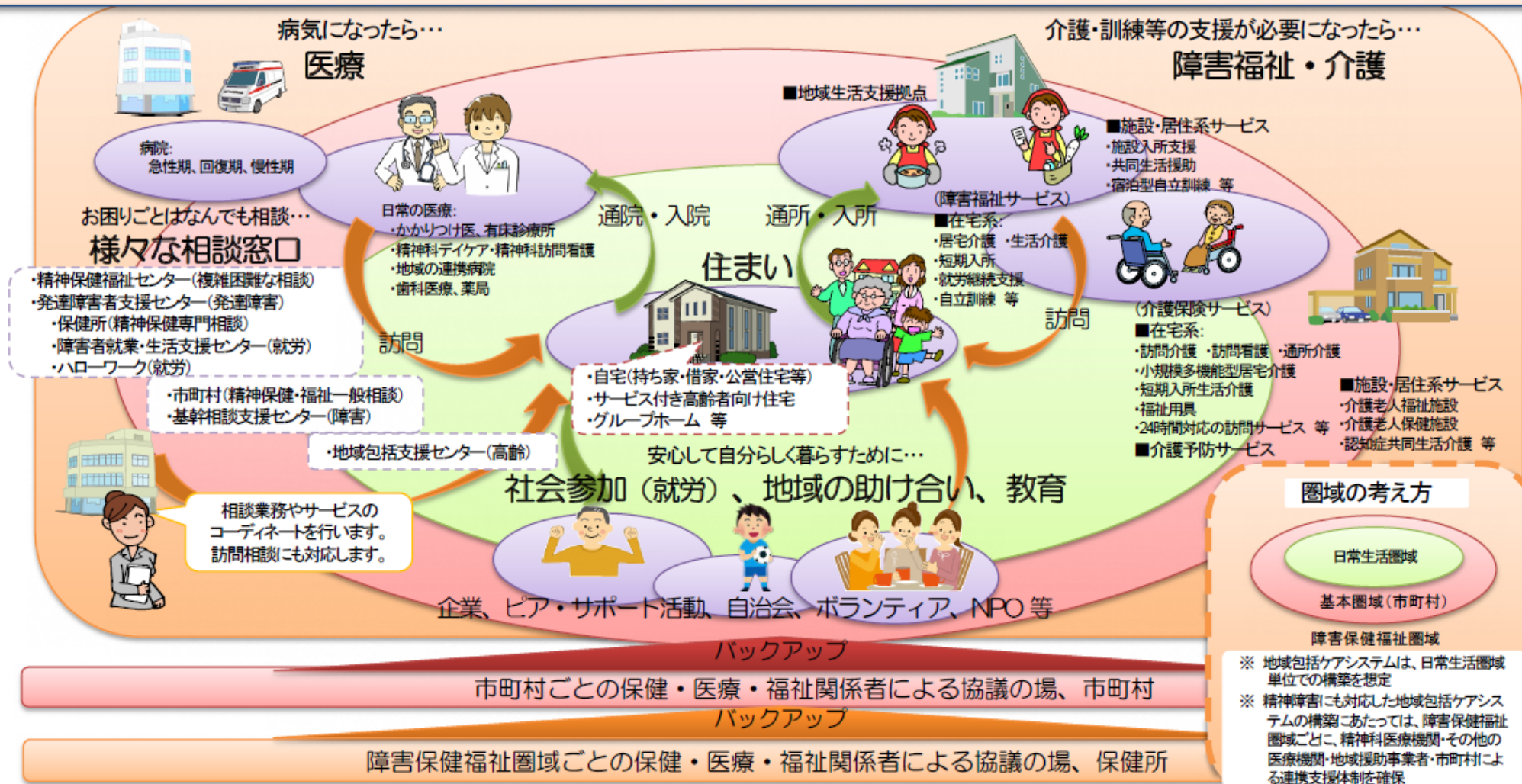
平成 30 年 4 月から必要に応じ、随時開催する。

「精神障がい者地域移行支援部会」 平成30年度スケジュール案

内 容	H30										H31		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
福岡市障がい者等地域生活支援協議会（年3回）				○ （仮）						○ （仮）			○ （仮）
精神障がい者地域移行支援部会 立ち上げ	○												
精神障がい者地域移行支援部会	○	○	○	○	○		○		○		○	○	
・ 地域包括ケアシステムの構築に関する事項 ・ 長期入院者の地域移行に関する事項 ・ 措置入院者退院後支援に関する事項													
・ 地域ごとの支援体制について検討・整理 （エリア分け、構成、何をしていくのか等）	第2回協議会にて、支援体制について提案→承認を目指す。 各区の体制整備等												
各エリア毎の地域移行支援部会（仮）													

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



(市全体の協議の場)

(区、地域単位の協議の場)

現在

次年度から追加

福岡市障がい者等地域生活支援協議会

専門部会

就労支援部会

相談支援部会

地域生活支援拠点等整備検討部会

触法障がい者部会

こども部会

精神障がい者地域移行支援部会
(仮称)

精神障がい者の地域生活，地域移行に関する検討を行い支援体制を整備する。

H30年度前半に右記の支援体制も含めて，あり方を部会で協議し協議会の合意を得て，後半から地域ごとの体制整備を実施する。

区部会

各区の3障がい共通の検討

※各区福祉・介護保険課，健康課，基幹相談支援センター、他で構成

西区

早良区

城南区

南区

中央区

博多区

東区

精神障がい者地域支援体制

- 各区保健所（健康課）と基幹相談支援センターが中心となり，各区の精神科医療機関，その他関係機関と連携した支援体制整備を行う。（定期的な協議の場，研修等）
- ・精神障がい者の支援体制整備
・長期入院者の地域移行の実践
・措置入院者の支援
・未受診者，対応困難者の支援